

$$(1 \text{ } / \text{ } 2)$$

裏面もご覧下さい。

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

R121025

番号 00702

登録識別情報等通知書

(2 / 2)

自動車登録番号

車台番号

国 [0 1] 0 8 6 7 1 5

備考

〔その他検査事項〕 (1) ポールの長さは、2 5 . 0 0メートル以下とすること。 (2) ポール (積載物品) の全重量は1 8 , 7 0 0キログラム以下とすること。 (3) 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。ただし、レールは、結束して運行すること。 (4) ポールの積載方法は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ2 . 1メートル以下及び後端をポール・トレーラの荷受台中心より後方へ8メートル以下とすること。 (5) その他、認定書による。

〔シリアル番号〕 P T B 2 1 1 A F 0 0 1

〔車台番号打刻位置〕 [1 3 7] フレーム側面前方 (左側)

以下余白

裏面もご覧ください。

R121025

令和 7 年 10 月 7 日

埼玉運輸支局長